

全国民生委員児童委員連合会 令和7(2025)年度事業計画

1. 情勢認識

急増する認知症高齢者や単身高齢世帯、進行する少子化の背景にある子ども・若者・子育て当事者の課題等への対応に向け、孤独・孤立対策や生活困窮者自立支援、福祉、保健・医療、教育等の連携によるこども施策等とあわせ、地域の包括的な支援体制における民生委員・児童委員の強みを生かした連携・協働の推進が求められます。

また、令和7年12月に一斉改選を控えるなか、なりてを確保し、力量を高めていくうえで、就任した委員ができるだけ長く活動を継続できる環境づくりが急務です。特に、人口減少による労働力不足等により、定年を過ぎても働き続けることが一般的となるなか、企業等に就業しながら委員活動を継続できる環境の整備が重要となります。

さらには、民生委員・児童委員本来の役割に照らした活動の見直しや関係機関との連携・分担の再確認等による負担軽減や、委員活動をサポートする民児協の機能強化が求められます。

そして、民生委員・児童委員の役割や強みを整理・発信し、企業や学校、若い世代等も含めた地域のさまざまな関係者の理解を得てつながりを広げていくことが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに重要です。

そうした平時からのつながりや備えがあつてこそ、混乱が避けられない災害時においても連携が機能し、困難を乗り越える支えとなります。

令和7年度はこうした課題への対応を進めつつ、令和9年度の民生委員制度創設110周年記念事業の実施に向けて12月の一斉改選までに基本計画を検討し、具体的な準備に着手します。

2. 活動の重点

こうした情勢を踏まえ、令和7年度の全民児連事業は、以下の2点を重点として活動に取り組みます。

重点1 なりて確保と委員活動を継続しやすい環境づくり

重点2 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進

(詳細は次ページに記載)

(活動の重点)

重点1 なりて確保と委員活動を継続しやすい環境づくり

- ・ 委員ができるだけ長く活動を継続できる環境（特に、企業等に就業しながら委員活動を継続できる環境）づくりに向けた課題や必要な取り組みを「単位民児協活動実態調査 2024」等をもとに整理し、全民児連から国への要望や、自治体への働きかけを含めた各民児協における取り組みを呼びかけます。
- ・ 民生委員・児童委員の本来の役割に照らした活動の見直しや関係機関との連携・分担等の再確認等を通じた委員活動の負担軽減や委員活動をサポートする民児協の機能強化（特に新任委員のフォロー）や行政による支援等について、必要な取り組みを整理し、関係省庁や各民児協へ発信します。

重点2 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進

- ・ 地域の包括的な支援体制における民生委員・児童委員活動の現状把握と役割の整理を行い周知することで、民生委員・児童委員の役割や強みを生かす連携の深化や新たな連携先との関係づくりを推進します。
- ・ 災害時の民生委員・児童委員の役割等も整理・周知することで、平時のうちから、関係機関との連携や住民からの理解の促進を図ります。
- ・ 令和6年度「制度創設30年を経た主任児童委員のさらなる活動推進に向けて（最終報告）」の周知を図り、主任児童委員・児童委員同士の連携強化を図るとともに、コミュニティスクールをはじめとした学校やこども家庭センター等の関係機関との連携を推進します。

3. 各部会・委員会の取り組み

(1) 総務部会

①中長期視点での組織体制のあり方と財政健全化の検討

ア、次期新体制（令和7年度）に向けた部会・委員会等の組織体制のあり方の検討をふまえ、全民児連組織・事業運営等の充実に向けて検討を行う。

イ、引き続き互助共励事業も含む民生委員関係事業の一体的な財政健全化を検討する。

②持続可能な全国大会のあり方の検討

都道府県・指定都市民児協の代表者の結集の場である全国大会の意義に基づいた持続可能で成果ある大会とするために、令和6年度において検討した全国大会の参加定員設定に関する基本的な考え方を周知するとともに、物価高騰等の社会情勢に対応すべく、全国大会のさらなる収支改善に向けた検討を行う。

③令和7年度第94回全国民生委員児童委員大会の開催

令和7年9月4日(木)～5日(金)に北海道札幌市「北海きたえーる」「札幌コンベンションセンター」(予定)で開催する全国大会に向けて準備を行う。

④「被災地民児協支援金」等による災害被災地への支援

ア、災害発生時においては、「被災地民児協支援金」運営要綱に基づき、被災地での住民支援の初動活動に要する経費等の助成および被災委員への見舞金等を実施する。

イ、災害発生時・発生後における民児協の実効性ある具体的な取り組みにつなげるべく、令和6年度にとりまとめた『災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮に向けて』を周知し、平時からの備えを促す（地域福祉推進部会共管）。

ウ、長期的な復旧・復興支援にあたる被災地民児協の取り組みや課題等を把握・共有すべく、被災地の視察や聞きとりを継続的に行う。あわせて現在の被災地の状況や委員活動、民児協活動等を全国大会や機関紙『ひろば』等を通じて発信する（地域福祉推進部会共管）。

エ、被災地で活動する委員の心身の負担軽減に向けて、具体的な支援ニーズ等を把握し、対応策の継続的な検討を行う（地域福祉推進部会共管）。

(2) 地域福祉推進部会

①民生委員・児童委員活動の環境整備

ア、一斉改選年を迎え、企業等に就業しながら活動する委員をはじめ、委員ができるだけ長く活動できる環境づくりに向け、「単位民児協活動実態調査2024」等の調査結果からみえる課題を整理して、全民児から国への要望を行うとともに、各民児協から自治体への働きかけを推進する。あわせて、参考となる事例収集を行い、民児協による取り組み促進を図る。

イ、地域の関係機関や団体から民生委員への依頼事項とその負担感についての現状や課題を確認し、委員活動の負担軽減を図る方策を検討する。

ウ、活動記録について、一斉改選年に作成している「活動記録記入の手引き」の改定・発行を行うとともに、具体例の充実や見やすさを改善し記入時に活動を分類する際の負担軽減を図る。

②「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進

- ア、令和6年度から実施している全国キャンペーン「孤独・孤立対策強化月間」について、各地の取り組み内容を把握して次年度以降のさらなる展開方法を検討する。
- イ、制度や法律等の動向をふまえながら、従来から関係のある地域の機関や団体との連携・分担の内容を改めて確認するとともに、新たな連携先との関係づくりについて、基本的な考え方やポイントを整理する。

③災害への備えと被災地における民生委員活動、民児協活動の支援

- ア、災害発生時・発生後における民児協の実効性ある具体的な取り組みにつなげるべく、令和6年度にとりまとめた『災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮に向けて』を周知し、平時からの備えを促す（再掲、総務部会共管）。
- イ、長期的な復旧・復興支援にあたる被災地民児協の取り組みや課題等を把握・共有すべく、被災地の視察や聞きとりを継続的に行う。あわせて現在の被災地の状況や委員活動、民児協活動等を全国大会や機関紙『ひろば』等を通じて発信する（再掲、総務部会共管）。
- ウ、被災地で活動する委員の心身の負担軽減に向けて、具体的な支援ニーズ等を把握し、対応策の継続的な検討を行う（再掲、総務部会共管）。

（3）児童委員活動推進部会

①こどもまんなか社会の実現に則した児童委員、主任児童委員活動の推進

～主任児童委員制度創設30年を経た新たな時代への取り組みに向けて～

- ア、令和6年度「制度創設30年を経た主任児童委員のさらなる活動推進に向けて（最終報告）」における整理をふまえた、主任児童委員・児童委員同士の連携強化の推進を図る。
- イ、コミュニティスクールをはじめとする学校との連携や、こども家庭センター等関係機関との連携について、活動の実態や課題についての状況を把握し、連携推進の具体策の整理・共有を図る。
- ウ、また、こども家庭庁発足後の制度運用や、活動面における民生委員および児童委員の制度・活動の一体性担保についての現状把握を行い、実務的な課題等の有無の把握と必要な対応を行う。

②『児童委員活動の手引き49集』の作成

令和7年12月に一斉改選で新任委員が就任することをふまえ、児童委員活動（および主任児童委員活動）の基本的な役割を伝え、具体的な取り組み推進にむけた参考となる冊子を作成する。

③児童委員活動にかかわる研修、啓発事業の実施

- ア、最新の児童福祉の制度動向や諸課題等への理解と福祉関係者、行政や教育機関等との協働による委員活動の一層の充実に必要な基本的知識の習得を目的に「全国児童委員・主任児童委員活動研修会」を開催する。
- イ、全民児連ホームページや機関紙を通じた児童委員、主任児童委員活動に関する取り組み等の紹介、「児童福祉週間」や「児童虐待防止推進月間」の周知、その他子どもや子育て家庭の支援制度や施策等に係る情報提供を行う。

(4) 広報・研修部会

①委員活動推進のための環境整備

- ア、委員活動の参考に資するための情報を広く全国の委員に提供するため、機関紙『ひろば』、情報誌『View』を定期発行する。また、さらなる内容の充実や有効活用（情報誌『View』のペーパーレス化を含む）に向けた方策等について検討を行う。
- イ、『民生委員・児童委員必携第70集』を作成する。
- ウ、ホームページを適宜更新し、委員活動の推進に必要な情報等を発信する。

②社会的認知を高め、関心を広げるための普及啓発

- ア、全国の民児協の広報活動支援
 - 「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」において、PRグッズの頒布を通しての全国の取り組みを支援する。また、各地の活動強化週間の取り組みをまとめ、全民児連ホームページに掲載するとともに、厚労省プレスリリースと連動させ、広く周知活動を行う。また令和8年度実施要領を協議する。
- イ、広報支援ツールの提供やPRグッズの頒布
 - a. PR動画やポスターなどの広報支援ツールを引き続き提供する。
 - b. 広報ツールの活用実績を把握し、必要に応じて既存グッズのリニューアルを検討する。

③実効性のある全民児連研修の実施

- ア、集合研修の機会を維持しつつ、ICTの活用も含め、プログラムごとにその目的や内容に沿った効率的かつ効果的な研修の内容と方法を検討し実施する。
- イ、平成25年度「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」の内容もふまえ、都道府県・指定都市、市区町村における研修の実施状況と課題を整理し、民生委員・児童委員の力量の向上に向けた今後の研修のあり方について検討する。

④評議員セミナー及び民生委員・児童委員リーダー等への研修会の実施

- ア、評議員セミナーを実施する（令和7年10月上旬予定）。
- イ、民生委員・児童委員リーダー等への研修会を実施する。
 - a. 民生委員・児童委員リーダー研修会（令和7年10月下旬予定）
 - b. 全国民生委員指導者研修会（第35回民生委員大学）（令和8年2月上旬予定）

(5) 機関紙編集委員会

民生委員・児童委員活動に必要な国の施策や地域福祉・児童福祉等の動向、全民児連の取り組みなどについて機関紙『ひろば』、情報誌『View』を通じた情報提供の充実を図る。

(6) 人権・同和に関する特別委員会

- ア、機関紙『ひろば』を通じた人権課題や関係資料の情報提供（毎月）、全国大会、各種研修会等での人権関係資料の配布等による理解促進を図る。
- イ、都道府県・指定都市市民児協における人権問題への理解を深めるための取り組みのさらなる充実・強化に向けた対応を検討する。
- ウ、全民児連が作成した人権に関するツールの有効活用の方法を検討する。

(7) 公務審査委員会

民生委員・児童委員同士の相互扶助に基づく互助事業において、公務審査委員会（全民児連評議員等により構成）を年4回開催し、委員活動中に起因する死亡、傷害、疾病にかかる公務給付（決定は全社協会長）の審査等を行う。

(8) 110周年記念事業企画推進委員会

制度創設 110 周年に向けて、記念事業の基本的あり方、具体的事業、財政計画等の検討を行う。

4. 年度版資料等の発行

- (1) 機関紙の作成・発行
 - ① 『ひろば』(毎月発行、年12回)
 - ② 『View』(季刊、年4回)
- (2) 児童委員活動の強化推進に向けた参考資料
- (3) 『民生委員・児童委員活動記録』(2026年度版)
- (4) 民生委員・児童委員関係資料の企画・編集協力(全社協出版部発行)
 - ① 『民生委員・児童委員必携第70集』
 - ② 「民児協会長手帳」
 - ③ 「民生委員手帳」
 - ④ 『新任民生委員・児童委員の活動の手引』(2025年度版)

5. 各種会議・研修事業等の実施

- (1) 評議員会・理事会・常設部会の実施・運営
 - 【評議員会】
 - 【理事会】
 - 【常設部会】
 - ・ 総務部会
 - ・ 地域福祉推進部会
 - ・ 児童委員活動推進部会
 - ・ 広報・研修部会
 - 【各種委員会】
 - ・ 人権・同和に関する特別委員会
 - ・ 公務審査委員会(互助共励事業)
 - ・ 機関紙編集委員会
 - ・ 表彰審査委員会
 - ・ 110周年記念事業企画推進委員会
- (2) 第94回全国民生委員児童委員大会(北海道大会)
- (3) 全民児連評議員セミナー ※第2回評議員会と連続日程で開催
- (4) 民生委員・児童委員リーダー等への研修会
 - ・ 全国民生委員指導者研修会(第35回民生委員大学)
 - ・ 民生委員・児童委員リーダー研修会
- (5) 児童委員、主任児童委員に対する研修会
 - ・ 全国児童委員・主任児童委員活動研修会
- (6) 都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議

6. 顕彰・慶弔の実施

(1) 全民児連会長表彰の実施

- 優良民生委員児童委員協議会表彰
- 永年勤続単位民生委員児童委員協議会会長表彰
- 永年勤続単位民生委員児童委員協議会役員表彰
- 民生委員・児童委員功労者表彰
- 永年勤続民生委員・児童委員表彰
- 永年勤続退任民生委員・児童委員表彰（毎月）

(2) 評議員への慶弔の実施

(3) 叙勲、褒章受章者への記念品の贈呈

7. 国および関係機関・団体との連携、協働の促進

(1) こどもまんなか児童福祉週間、児童虐待防止等への協力

「こどもまんなか児童福祉週間」（5月）、「児童虐待防止推進月間」（11月）推進および厚生労働省「児童虐待防止対策協議会」への参画・協力

(2) 全社協事業との連携・協力

全社協政策委員会、国際社会福祉基金委員会等への参画と協力

(3) 関係機関・団体との連携、協働

老人クラブ、社協との全国キャンペーン「孤独・孤立対策強化月間」